

埋葬料（費）の手続きは、下表に基づき必要書類を揃えて、事業主証明を受ける場合は事業所（会社）経由でご提出ください。

| 亡くなった人 | 申請（請求）する人 / 給付名称 | 支給金額 (法定給付/付加給付) | 提出書類 |
|----------|---|---|---|
| 被保険者（本人） | 被保険者により生計を維持していた人 / 埋葬料 ※被扶養者に限らず | 100,000円 (50,000円/50,000円) | 1. 健康保険 埋葬料（費）請求書 2. 1. に事業主証明がない場合は、埋葬許可証の写しまたは死亡診断書の写し 3. 被扶養者以外で、被保険者により生計を維持されていた人が申請する場合は、生計維持関係を確認できる書類（住民票等） |
| | 埋葬を行った人 / 埋葬費 ※被保険者により生計を維持していた人がいない場合 | 埋葬料と埋葬付加金の範囲内で <u>埋葬にかかった実費</u> (上限50,000円/上限50,000円) | 1. 健康保険 埋葬料（費）請求書 2. 1. に事業主証明がない場合は、埋葬許可証の写しまたは死亡診断書の写し 3. 埋葬に要した費用の領収書（支払者の氏名が記載されているもの）と明細書 |
| 被扶養者（家族） | 被保険者（本人） / 家族埋葬料 | 100,000円 (50,000円/50,000円) | 1. 健康保険 埋葬料（費）請求書 2. 1. に事業主証明がない場合は、埋葬許可証の写しまたは死亡診断書の写し |

「被保険者により生計を維持していた人」とは

被扶養者に要求されている生計維持関係とは異なります。死亡当時その収入により生計を維持した者をいい、死亡者の収入により生計を維持した事実があれば足りることとされています。被保険者と同一世帯にあったか否かも関係ありません。被保険者により生計の全部もしくは大部分を維持した者のみに限らず、生計の一部を維持した者を含みます。